

外国商標管理（米国商標）

KEMPOSでの、米国商標の入力手続きについて説明します。

- (1) 米国商標制度の一般的特徴
- (2) 出願種別・手続・期限設定
 - 1. 出願種別
 - 2. 使用手続
 - 3. 期限設定
- (3) 出願手続
 - 1. 出願ベース
 - 2. 出願手続
- (4) 審査経過 / 中間手続
 - 1. オフィスアクション(Office Action)
 - 2. 権利不要求(Disclaimer)
 - 3. 使用証明書(許可前提出)(Amendment to Allege Use)
 - 4. 公告決定
 - 5. 出願公告(Publication)
 - 6. 異議受け
 - 7. 異議決定
 - 8. 登録査定(Notice of Allowance)
 - 9. 使用陳述書(Statement of Use)
 - 10. 拒絶査定(Final Office Action)
 - 11. 再考請求書(Request for Reconsideration)
 - 12. 不服審判請求
 - 13. 補助登録簿への登録
 - 14. 登録(Certificate of Registration)
 - 15. 8条宣誓書(Section 8 Affidavit)
 - 16. 15条宣誓書(Section 15 Affidavit)
 - 17. 更新出願

(参考)米国特許商標庁(USPTO)の商標審査マニュアルである「TRADEMARK MANUAL OF EXAMINATION PROCEDURE (3rd Edition, rev. June 2002)」(以下、単に「TMEP」という。)

(1) 米国商標制度の一般的特徴

米国の商標制度を日本の商標制度との比較でみると

- ・ 出願の基礎という概念が存在する。
米国で商標を出願する場合に、5つの出願の基礎 (Base)のうち少なくとも1つを選択する必要がある。日本出願にはそのような概念はない。
- ・ 使用主義がその中心にある。
アメリカ商標制度の考え方は、使用主義を前提としている。
使用宣誓書には、指定商品の全てについて使用することを宣誓するようになっており、もし指定商品の全てについて使用していなければ宣誓書の提出時に分割するか、使用しない商品を削除する必要がある。使用していない商品について登録を受け、不使用を理由に取り消しを受けた場合、虚偽の宣誓を行ったものとして登録の全部が取り消しとなる可能性が高い。
登録から5年目と6年目の間に、使用証明と宣誓書を提出する必要がある。
10年毎の更新時にも使用についての証明と宣誓書を提出する必要がある。
- ・ 商品・役務の表示が日本や欧州のものとは大きく異なっている。
商品・役務の表示が日本や欧州のものとは大きく異なり具体的である。
商品区分という点では1973年に国際分類を採用しており区分は同様である。
「電子応用機械器具及びその部品 (第9類)」といった表示は認められず、
「Computer software for Compression」のような具体的な表示が必要。
- ・ 商標自体の概念が広い。
出所表示機能を果たすものは商標として広く登録可能である。商標の定義としては、文字、名前、シンボル、音、色であって他人の製品と自分の製品を区別し、その出所がどことは知られていなくとも出所を示すものとされている
- ・ 不正競争防止法が商標法(ランナム法)に規定されている。
不正競争防止法も商標法の一部となっていて、未登録の商標に対する保護も商標法の範囲内のものとなっている

(2) 出願種別・手続・期限設定

1. 米国商標の出願種別の設定。

| | | | | | | | |
|--------------------|--------------------------|--------|--------|------------|--------------------------|-----|------|
| 種別ID | 1141 | Code | T1 | 出願国 | 米国 | 法分類 | 商 |
| 並び順ID | 1140 | 種別名 | US商標/新 | | | | |
| 手続分類 | 外国商標 | | 種別英名 | Trade Mark | | | |
| 各種設定 期限設定 年金設定 | | | | | | | |
| 維持年金 | <input type="checkbox"/> | 出願時納付 | 0 | 調整期間 | | | |
| 存続期限区分 | 期限の短いもの | 存続期限A | 登録日 | 10 | 最大年数 | | |
| 満了日計算 | | 存続期限B | なし | 0 | 延長期間 | | 延長手続 |
| 年金納付期限 | なし | 設定納付年 | 0 | 最終納付年 | | | |
| 年金起算区分 | | 年金納付年 | 1 | 年金初行設定区分 | <input type="checkbox"/> | | |
| 更新登録期間 | 10 | 更新期限 | 6 | 0 | 使用証明期限起算 | 登録日 | |
| | | 更新起算調整 | | | 使用証明期限期間 | 初 | 6 次 |
| | | | | | 使用証明期間 | 1 | |

- ・ 存続期間は登録日から10年です。
- ・ 更新登録期間は10年です。6ヶ月前から更新申請できます。
- ・ 使用証明期限起算は「登録日」です。
- ・ 使用証明期限期間は初回が登録日から6年で、1年前から提出できます。

2. 米国商標の使用手続きの設定。

| Code | | 国名 | 工程分類 | 手続定義ID | 手続詳細 | IDS Rep | IDS 提出 | 変更/削除 |
|------|-----|----|------------|----------|---|-------------------------------------|--------------------------|-------|
| 1141 | 240 | US | 米国 | 出願 | 出願 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| | | | 出願 | 変更出願 | 変更出願 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| | | | 出願 | 分割出願 | 分割出願 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| | | | 出願 | 国内移行 | PCT出願の国内移行 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| | | | 審査 | 願番通知 | 出願番号通知 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| US | 米国 | | 審査 | 公決 | 公決 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| | | | 審査 | 公告 | 出願公告(これに伴う期限計算なし) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| US | 米国 | | 審査 | 公告(異議期限) | 出願公告(異議受け期限の計算あり) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| | | | 審査 | 登査(経過) | 登録査定(設定納付期限の計算なし) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| US | 米国 | | 審査 | 登査(使用証明) | 米国商標:登録査定(使用証明期限の計算あり) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| | | | 審査 | 納付 | 設定納付(納付年数入力なし) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| | | | 審査 | 登録(商) | 登録(存続期限・商標更新期限の計算あり) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| | | | 特許庁から指令・通知 | 拒絶査定 | 拒絶査定 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| US | 米国 | | 特許庁から指令・通知 | 異議決定(公告) | 異議決定(公告異議) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| US | 米国 | | 特許庁から指令・通知 | O.Action | オフィスアクション | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| | | | 特許庁から指令・通知 | O.Action | オフィスアクション | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| US | 米国 | | 特許庁から指令・通知 | 最終拒絶通知 | 最終拒絶通知(Final Rejection) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| US | 米国 | | 特許庁から指令・通知 | 異議受け(公告) | 異議受け(公告異議) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| | | | 特許庁から指令・通知 | 庁通知 | 特許庁からの通知(応答不要) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| | | | 特許庁への応答・提出 | 優先証明 | 優先権証明書の提出 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| | | | 特許庁への応答・提出 | 翻訳提出 | 翻訳文の提出 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| | | | 特許庁への応答・提出 | 追完提出 | 追完提出 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| US | 米国 | | 特許庁への応答・提出 | 権利不要求 | 米国商標:権利不要求 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| US | 米国 | | 特許庁への応答・提出 | 許可前使用証明 | 米国商標:使用証明書(許可前提出)(America) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| US | 米国 | | 特許庁への応答・提出 | 再考請求書 | 米国商標:再考請求書(Request for Reconsideration) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| US | 米国 | | 特許庁への応答・提出 | 補助登録簿登録 | 米国商標:補助登録簿への登録 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| US | 米国 | | 特許庁への応答・提出 | 使用陳述書 | 米国商標:使用陳述書(Statement of Use) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| | | | 特許庁への応答・提出 | 対庁書類 | 特許庁へのその他の提出書類 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |

3. 米国商標の応答期限の設定。

| 共通種別 | | 国名 | 固有種別 | 期限を発生する手続 | 期限題名 | 起算日 | 応答期限 | 延長期限 | 回答期限 | 通知期限 | 原稿期限 | 指示期限 |
|------|----|--------|-------------------------|-----------|------|-----|------|------|------|------|------|------|
| | | | | | | | 国内 | 外国 | 国内 | 外国 | 国内 | 外国 |
| | 米国 | US商標/新 | 出願公告(異議受け期限の計算) | 異議受け | 手続日 | 30 | 30 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 米国 | US商標/新 | 米国商標:登録査定(使用証明) | 使用証明 | 手続日 | -6 | -6 | -30 | -30 | 0 | 0 | 0 |
| | 米国 | US商標/新 | オフィスアクション | Due Date | 手続日 | -6 | -6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 米国 | US商標/新 | 最終拒絶通知(Final Rejection) | 最終拒絶 | 手続日 | -6 | -6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(3) 出願手続

1. 出願ベース (Filing Base)

- ・ 米国商標出願にはその基礎 (ベース) が必要とされます。
- ・ 何をベースにして出願するかで、出願書類の形式やその後の審査が異なります。
- ・ マドプロに基づく出願を除き、一出願に複数の出願ベースを指定できる (TMEP s806.02(a))。出願ベースの変更は、原則として公告前まで可能。但し、マドプロに基づく出願は変更不可。

使用に基づく出願 (s1(a))

- ・ 先使用日 (first use)
- ・ 州際先使用日 (first use in commerce)
- ・ 宣誓 (declaration)

使用意思に基づく出願 (s1(b)) (Intent-to-use application: ITU 出願)

- ・ 擬制使用 (constructive use)
出願された商標が、最終的に登録されることを条件に、出願日が使用日と法的にみなされる制度。先願主義と同様な効果がある。
- ・ 公告後異議申し立て期間経過後に、登録査定 (Notice of Allowance) が発生される。その通知の日から 6 ヶ月以内に、使用陳述書 (Statement of Use: SOU) の提出を要する。この期間は 6 ヶ月毎 5 回 (最長、登録査定から 36 ヶ月) 延長できる。

パリ条約の優先権主張に基づく出願 (s44(d))

- ・ 優先主張する場合は、第一国出願から 6 ヶ月以内に米国出願する必要がある。
- ・ ただし、本国において登録が完了し、その登録証のコピーが提出されなければ登録されない。米国における優先権主張出願は、本国登録出願の一種の扱い。
- ・ 本国以外の第一国出願を優先権主張して出願した場合、第一国出願が登録されても、米国出願は登録されない。あくまで本国登録が必要要件となる。
- ・ 本国登録に基づく出願と共通の部分は、以下の本国登録に基づく出願にまとめます。

パリ条約の本国登録に基づく出願 (s44(e))

- ・ 優先権主張出願を含めて、使用意思に基づく出願と組み合わせることもできる。実務上は良く行なわれている。それにより、優先権主張出願が拒絶された場合でも、使用意思に基づく出願として継続することができる。
- ・ この出願の一番の特徴は、「出願商標が使用されていなくても登録される」という点。使用されていなくても、審査及び異議申立期間をクリアすれば、登録される。ただし、登録されても、使用がなければ、排他的権利はなく、他人の使用を差し止めることはできない。
- ・ この出願の利点は、優先日 (または出願日) 以降の他人の権利取得を阻止できること。使用を開始すれば、事実上の先使用者の使用を差し止めることができること。審査官は、審査において、この商標を先行商標として引用して、後願を拒絶するので、後願排除の効力を有するものとなる。

マドリッド・プロトコルに基づく出願 (s66(a))

- ・ 2003年11月2日に発効し、マドプロによる出願が可能となっている。
- ・ 使用主義との整合性のため、独自の要件を課している。
- ・ WIPO から米国に送付された「保護拡張請求」は、国際事務局がそれを受け取った時に誠実な使用意思宣言書 (Declaration of bona fide intention to use the mark in commerce) が添付されていることをもって、米国出願とみなされる。
- ・ マドプロ出願が登録されると原則として国際登録日が、米国における先使用日とみなされる。
- ・ 拒絶理由のないマドプロ出願については、国内登録証に該当する「保護拡張証明書」 (Certificate of Extension of Protection) が発行される。保護拡張証明書の発行日より、その保護拡張は主登録簿における登録と同様な効果を有する。

2. 出願手続

The screenshot displays a software interface for managing trademark applications. The primary window, '出願台帳: フォーム', shows application details for 'FT2010-001-US' filed by 'アルプス電気株式会社'. A secondary window, '出願手続: フォーム', is active, showing the '経過手続' (Progress Procedure) section. In this section, the '出願' (Application) procedure is selected. Key dates include the application date of 2010年2月2日 and the receipt date of 2012年1月16日. The interface includes various control buttons like 'New', 'Edit', 'Delete', and 'IDS提出', as well as checkboxes for 'IDS' and '経表示'.

- ・ 出願に伴う期限の設定はありません。

(4) 審査経過 / 中間手続

1. オフィスアクション(Office Action)

- ・期限名「DueDate」で発送日から6ヶ月後の日付けがセットされます。
この期限については、延長はできません。

2. 権利不要求(Disclaimer)

- ・権利不要求の提出です。

出願手続: フォーム

経過手続 権利不要求

New Edit Delete IDS提出 転記

IDS 追完 期限補正

提出日 2012年2月2日 経表示 請求書 提出書 通知状 受任票

DNTm 添付DN

任意期限

送付日 クレーム減縮

受領日 2012年1月22日 印刷済

経過 引例 包袋

管理/技術 山口

事務/翻訳 入力担当者

補助担当

- ・商標中の登録不可要素について、権利不要求とし、全体の拒絶を免れるようにするものです。通常は審査官より、商標の構成要素のうち識別力を欠く部分を権利不要求とするよう求められそれに応じて行ないます。

3. 使用証明書(許可前提出)(Amendment to Allege Use)

- ・使用意思に基づく出願の場合のみの手続きです。

出願手続: フォーム

経過手続 許可前使用証明

New Edit Delete IDS提出 転記

IDS 追完 期限補正

提出日 2012年3月3日 経表示 請求書 提出書 通知状 受任票

DNTm 添付DN

任意期限

送付日 クレーム減縮

受領日 2012年1月22日 印刷済

経過 引例 包袋

管理/技術 山口

事務/翻訳 入力担当者

補助担当

- ・使用意思に基づく出願の係属中に、その商標を使用した場合、公告決定前であれば、使用を主張して、使用ベースの出願に切り替えることができます。そのための手続きです。

4. 公告決定

出願手続: フォーム

経過手続 **公告決定** 転記

New Edit Delete IDS提出

IDS 追完 期限補正

請求書 提出書 通知状 受任票

公決日 2012年4月4日 経表示 DNTrn 添付DN

応答元指令 任意期限

送付日 送付日 クレーム減縮

受領日 2012年1月22日 印刷済

経過 引例 包袋

管理/技術 山口

事務/翻訳 入力担当者

補助担当

- ・公告決定前であれば、出願ベースを切り替えることができます。

5. 出願公告(Publication)

出願手続: フォーム

経過手続 **出願公告** 転記

New Edit Delete IDS提出

IDS 追完 期限補正

請求書 提出書 通知状 受任票

公告日 2012年5月5日 経表示 DNTrn 添付DN

任意期限

送付日 送付日 クレーム減縮

受領日 2012年1月22日 印刷済

経過 引例 包袋

異議受け 2012年6月4日 管理/技術 山口

最終期限 事務/翻訳 入力担当者

補助担当

回答期限 公告番号

発送番号

- ・拒絶の理由がなければ「出願公告」となります。
- ・期限名「異議受け」で30日後の期限がセットされます。
30日間の延長が可能です。(第三者が延長するものです)

6. 異議受け

出願手続：フォーム

経過手続 異議受け

New Edit Delete IDS提出 転記

IDS 追完 期限補正

請求書 提出書 通知状 受任票

発送日 2012年6月6日 経表示 DNTrn 添付DN

任意期限

送付日 クレーム減縮

受領日 2012年1月22日

印刷済

経過 引例 包袋

管理/技術 山口

事務/翻訳 入力担当者

補助担当

答弁書

最終期限

回答期限

発送番号

- ・異議申し立てを受けた場合に入力します。
答弁書の期限が発生すると思われます。期限は手動で入力します。

7. 異議決定

出願手続：フォーム

経過手続 異議決定

New Edit Delete IDS提出 転記

IDS 追完 期限補正

請求書 提出書 通知状 受任票

発送日 2013年2月2日 経表示 DNTrn 添付DN

任意期限

送付日 クレーム減縮

受領日 2012年1月22日

印刷済

経過 引例 包袋

管理/技術 山口

事務/翻訳 入力担当者

補助担当

- ・異議決定の場合に入力します。
勝ち・負けについては、備考に入力します。
- ・米国の異議申し立ては侵害訴訟に近い手続きのため、和解となるケースが多く、異議決定に至るケースはまれということです。

8 . 登録査定(Notice of Allowance)

- ・使用意思に基づく出願の場合のみの入力です。それ以外の場合は、そのまま登録となります。
- ・期限名「使用証明」で6ヶ月後の期限がセットされます。6ヶ月毎に最長2年6ヶ月の延長ができます。使用陳述書の提出ができるまで延長します。

9 . 使用陳述書(Statement of Use)

- ・使用意思に基づく出願の場合のみの入力です。それ以外の場合は不用です。使用陳述書を提出しないと登録になりません。

10. 最終拒絶通知(Final Office Action)

- 最終拒絶を受けた場合、対応としては、審査官の意向に沿って補正を行なうか、審判を請求することになります。この期限は応答することによってクリアされません。

- 最終拒絶通知については、通常の応答期限とは別に管理しています。最終拒絶への応答とは、最終的に拒絶の理由が解消して出願公告されるか、又は、審判請求を行なったかということです。
- また3ヶ月以内に、再考請求書を提出すれば、6ヶ月以内に回答が得られます。

11. 再考請求書(Request for Reconsideration)

The screenshot shows a web form titled '出願手続: フォーム' with a sub-header '経過手続 再考請求書'. The form contains several sections:

- Buttons:** New, Edit, Delete, IDS提出, 転記.
- Form Fields:**
 - IDS
 - 追完 期限補正
 - 提出日: 2012年10月10日
 - 経表示:
 - DNTrn
 - 請求書 提出書 通知状 受任票
 - 添付DN
 - 任意期限
 - 送付日
 - 受領日: 2012年1月22日
 - クレーム減縮
 - 印刷済
- Navigation:** 経過 | 引例 | 包袋
- Staff Selection:**
 - 管理/技術: 山口
 - 事務/翻訳: 入力担当者
 - 補助担当

最終拒絶通知の後、3ヶ月以内に提出することができます。
 その場合、審査官は期限(6ヶ月)前にこれに回答するようになっています。
 ただし、これによって期限が解消するものではありません。

12. 不服審判請求

The screenshot shows a web form titled '出願手続: フォーム' with a sub-header '経過手続 審判請求'. The form contains several sections:

- Buttons:** New, Edit, Delete, IDS提出, 転記.
- Form Fields:**
 - IDS
 - 追完 期限補正
 - 請求日: 2012年12月12日
 - 経表示:
 - DNTrn
 - 請求書 提出書 通知状 受任票
 - 添付DN
 - 任意期限
 - 送付日
 - 受領日: 2012年1月22日
 - クレーム減縮
 - 印刷済
- Navigation:** 経過 | 引例 | 包袋
- Staff Selection:**
 - 管理/技術: 山口
 - 事務/翻訳: 入力担当者
 - 補助担当
- Additional Fields:**
 - 応答元指令
 - 審判番号
 - 発送番号

・最終拒絶通知に対して争う場合の手続です。

13. 補助登録簿への登録

- ・ 審査官より、識別力を欠くが、補助登録簿への登録ならば許容するとの通知があった場合の手続です。その場合に提出するものです。
- ・ 実務上は、これを受け入れて補助登録簿へ登録し、5年間の継続使用後に使用による顕著性を主張して、主登録簿への登録をめざことになります。ただし、その場合、主登録簿への新たな出願となる。

14. 登録(Certificate of Registration)

出願手続: フォーム

経過手続 登録

New Edit Delete IDS提出 転記

IDS 追完 期限補正

請求書 提出書 通知状 受任票

登録日 2012年12月28日 経表示 DNTrn 添付DN

応答元指令 送付日 クレーム減縮

受領日 2012年1月22日 印刷済

経過 引例 包袋

管理/技術 山口

事務/翻訳 入力担当者

補助担当

登録番号

発送番号

- ・登録の入力で、登録日・登録番号を入力します。各種の計算を行います。
- ・登録入力後の出願台帳画面です。

出願台帳: フォーム

出願台帳

完全一致 整理番号 FT2010-001-US Report Preview Print 自願 内内 特 手続追加

Revival Copy Edit All Entry New Write Delete

整理番号 FT2010-001-US JS商標/新 管理者 担当弁理士

847 US 商 内外 担当者 山口 事務担当者 入力担当者

更新期限 2022/06/28

2022/12/28

顧客Ref A01 代表出願人 共願人等 1 発明者 0 Your Ref

顧客名 アルプス電気株式会社 分担率% 0 識別番号 013001009

部署 顧客担当 山本 一郎

存続期限 2022/12/28

優先権 出願日 2010年2月2日 公開日 公告日 2012年5月5日 登録日 2012年12月28日

原出願 出願No 公開No 公告No

分類数 1

納付年 0 月 0

要約・関連 審査経過 出願書誌 図面・包袋 外国出願 外国期限

商標 English 特例出願 印刷済 限定表示 年金回数 年金起算 年金期限 納付日 更新回数 更新期限 2022年6月28日 2022年12月28日 書換期限 使用証明 2017年12月28日 2018年12月28日 更新日

分類

Key Word

備考

手動期限 出願経過

- ・登録日から10年後の日付けを存続期限にセットします。
- ・登録日から6年後の日付けを使用証明期限にセットします。
- ・登録日から5年後の日付けを使用証明期限始にセットします。
- ・登録日から10年後の日付けを更新期間終了日にセットします。
- ・登録日から10年後の6ヶ月前の日付けを更新期間開始日にセットします。

15. 8条宣誓書(Section 8 Affidavit)

登録商標には使用義務があります。継続して3年以上不使用の場合は、登録商標の取消の理由となります。登録後6年の期間経過前1年以内(5年目~6年目の間)に「使用宣誓書」の提出が必要となります。これを8条宣誓書といいます。

- ・ 8条宣誓書の提出にあたっては登録証に記載されている商品・役務の再吟味が必要となります。もし、いずれかの商品・役務に関して商標の使用が登録後、停止された場合・もしくは使用が開始されなかった場合は、それらの商品・役務をすべて削除する必要があります。
- ・ 8条宣誓書を入力した後の出願台帳画面です。

- ・ 使用証明期限がクリアされています。

16. 15条宣誓書(Section 15 Affidavit)

出願手続: フォーム

経過手続 15条宣誓書

New Edit Delete IDS提出 転記

IDS 追完 期限補正

請求書 提出書 通知状 受任票

提出日 2018年3月3日 経表示 DNTrn 添付DN

任意期限

送付日 送付日 クレーム減縮

受領日 2012年1月22日 印刷済

経過 引例 包袋

管理/技術 山口

事務/翻訳 入力担当者

補助担当

- ・登録後5年間、登録商標を継続使用していて、取消審判請求を受けていないなどの条件を満たすと提出することができます。
- ・提出期間は、継続使用した5年経過後1年以内となります。
必須のものではありませんので、提出期限の管理は行っていません。
- ・これを提出することで「不可争性」を獲得し、権利を安定したものとすることができます。
通常は、8条宣誓書と共に提出するケースが多いです。

17. 更新出願

- 更新出願での存続期限の更新は「更新報告」にて行います。

- 更新報告で、存続期限が10年延長されます。

- 更新報告入力後の出願台帳画面です。

- 次回更新期間が設定されます。
使用証明については、次回更新時に必要ですが、途中での提出は不要なので、別途の設定は行いません。